

令和6年度 いこま寿大学 第1回学生委員会(事務局より)

令和6年4月17日(水) 午後2時～

コミュニティセンター4階 402～404

1. 開会
2. 事務局紹介
3. 学生委員(クラブ長)紹介
4. 事務局からの連絡事項
 - ①生涯学習施設の使用について
 - ②一般教養学習会等について
 - ③学習発表会(展示発表)用のクラブ活動時の写真撮影について
 - ④今後の学生委員会の開催について

第2回 6月24日(月)

第3回 7月30日(火)

第4回 9月2日(月)

第5回 10月7日(月)

第6回 令和7年1月29日(水)

時間・場所: 午後2時～ コミュニティセンター 4階 402～404

5. 令和6年度の学生委員長、副委員長、書記の選出

| | 氏名 | 所属 |
|------------|-------|-------------|
| 委員長 | 森本 雅之 | ハイキング8km 4年 |
| 副委員長(第2学部) | 山本 悦子 | 書道 3年 |
| 副委員長(第1学部) | 南院 博司 | クッキングA 2年 |
| 書記 | 岩田 昌子 | 健康体操 4年 |
| | 右馬ノ 靖 | 書道 2年 |

寿大学生の生涯学習施設の使用について

令和6年度の生涯学習施設の使用については次の通りとします。

1. 使用目的

クラブ内の打合せ（学生委員会の内容伝達、学習打合せなど）、学生委員会部会の打合せ等を行う場合は、3. 使用できる対象施設の生涯学習施設を4. 施設使用内容、年間使用回数の上限、申し込み可能期日等の範囲内で、無料で使用することができる。

2. 施設使用の申し込み

1. 使用目的の目的で施設使用を希望するときは、寿大学事務局に使用を申し出ることとし、施設に直接使用申請はしない。（施設に直接使用を申請したときは、一般の使用として、有料扱いとする。）

施設に空き状況を確認し、空きを確認した場合は、速やかに寿大学事務局へその旨（使用内容、使用施設名、使用月日、使用時間、使用人員等）を伝え、使用を申し出ることとする。

3. 使用できる対象施設

| | |
|------------------------|-------------------|
| ① たけまるホール | ② コミュニティセンター |
| ③ 北コミュニティセンターISTA はばたき | ④ 南コミュニティセンターせせらぎ |
| ⑤ 図書会館 | ⑥ 芸術会館美楽来 |

4. 施設使用内容、年間使用回数の上限、申し込み可能期日等

| 施設使用内容 | 上限 | 申し込み可能期日 |
|--------------------------------|-------------------------------------|--------------------|
| クラブ内の打合せ （学生委員会の内容伝達、打合せなど） | 各クラブ6回 （ただし臨時学生委員会が開催される場合は追加する） | 2ヶ月前の同日 から7日前まで |
| ※大学祭の大演芸会の打合せ、練習 | 各クラブ5回 | 2ヶ月前の同日 から7日前まで |
| 部会の打合せ | 5部会×7回 （全体で35回以内） | 3ヶ月前の同日 から7日前まで |

※大学祭で大演芸会に参加しないクラブは、適用しない。

5. 使用回数について

- ① 各施設の1使用区分を1回分の使用とする。ただし、正午から午後5時まで、午後5時から午後10時までがそれぞれ1使用区分となっている施設（たけまるホール大ホール、コミュニティセンター文化ホール、せせらぎホール、はばたきホール、図書会館市民ホールの全体使用）は、2回分の使用とする。
- ② 各クラブで使用する場合、使用目的はクラブ内の学習打合せ（学生委員会での議事内容の伝達等を含む）は年間6回とする。クラブ学習の自主学習は無料使用の対象外で、有料使用（一般使用扱い）とする。
- ③ また、クラブ員の体調維持や日常生活への影響を考慮し、使用は午後5時までとする。
- ④ 使用は、使用希望施設に施設の空き状況を確認のうえ、使用日の2か月前の日（部会で使用する場合は3か月前の日）から使用日の1週間前までの間に事務局に申し出ること。
- ⑤ なお、使用回数は各クラブとも使用回数の範囲内とし、クラブ間での使用回数の融通は禁止する。但し、各部会間の使用回数は今年度活動する部会の合計回数の範囲内で融通できるものとする。

施設使用回数の上限や申請可能時期の設定の趣旨

生駒市の生涯学習施設は、寿大学だけでなく、広く生駒市民をはじめとする一般利用者が所定の料金を負担し使用できる施設です。

寿大学生による生涯学習施設の無料での使用は、一般利用者の使用に配慮しつつ、寿大学生の活動を支援するため設けているものです。

この規定の趣旨を損なうような行為は慎んでいただき、趣旨を理解し、節度ある使用をお願いします。